

知的財産戦略本部構想委員会（第2回）

日時：令和4年3月18日（金） 15：00～16：45

場所：WEB開催

出席：

【委員】

遠藤委員、翁委員、喜連川委員、久貝委員、小谷委員、杉村委員、田中委員、福井委員、山田委員、山本委員、竹中委員、田路委員、中村委員、林委員、福井委員、宮島委員、渡部座長

【事務局】

田中局長、澤川次長、川上参事官、浜岸参事官、塩原参事官

1. 開会
2. 議事
 - (1) 各WG等の検討状況について
 - (2) 知的財産推進計画2022に向けた検討について
 - (3) 意見交換
3. 閉会

○川上参事官 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第2回「構想委員会」を始めさせていただきますと思います。

本日は、御多忙のところ御参集いただきまして、ありがとうございます。私、知財事務局の川上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の進行について御説明をさせていただきます。

会議中は、委員の皆様はカメラを常にオンにしておいていただければと思います。

発言時以外は、マイクのミュートをお願いいたします。

御発言を御希望の際は挙手ボタンにてお知らせいただくか、またはカメラの前で実際に挙手をいただければと思います。

御発言される際には、マイクをミュート解除にいただき、発言が終わりましたら、マイクを再度ミュートにいただければと思います。

また、途中でトラブル等が発生いたしましたら、事務局のほうの電話番号を事前にお送りしているガイドに記載しておりますので、御連絡をいただければと思います。

本日は、各ワーキンググループあるいは検討会等における進捗についての御報告、それから知的財産推進計画2022の視点について、まず、事務局から資料を説明させていただきます。

まして、その後、委員の皆様のお意見を賜ればと思っております。

本日は、出雲委員、落合委員、川上委員、富山委員、柳川委員、立本委員が御欠席と伺っております。

また、梅澤委員、小谷委員は途中退席と伺っております。

続きまして、本日資料する資料の御確認でございます。

資料1「スタートアップ・大学を中心とする知財エコシステムの構築に向けた施策の方向性」、

資料2「デジタル時代のコンテンツ戦略について<アウトラインイメージ>」、

資料3「CJパートのたたき台（知財計画2022）」、

資料4「標準の戦略的活用について」、

資料5「知的財産推進計画2022の視点」となっております。

参考資料1といたしまして、知財・無形資産ガバナンスガイドラン、参考資料2といたしましてプラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンスver1.0をお配りさせていただいております。このプラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンスにつきましては、3月4日にデジタル庁と連名で公表されたところでございますので、御参考までにお配りさせていただいたものでございます。

ここからの議事進行につきましては、渡部座長にお願いしたいと思います。

○渡部座長 それでは、本日もよろしくお願いたします。

議事に入らせていただきたいと思っております。資料1から資料5について、まず事務局を通して説明をさせていただいて、全体を合わせて意見交換という形で進めさせていただければと思っております。

事務局からよろしくお願いたします。

○川上参事官 まず、資料1に基づきまして御説明させていただきたいと思っております。

「スタートアップ・大学を中心とする知財エコシステムの在り方に関する検討会」の検討状況について、御説明させていただきたいと思っております。

この検討会でございますけれども、4ページを御覧いただきまして、こういったメンバーの方々に御参加いただきまして、2月15日から議論を開始してございます。既に3回開催させていただいたところでございます。座長には、弁護士の増島先生に御就任いただいているところでございます。

2ページに戻っていただきまして、この検討会の検討は途中段階でございますけれども、3月14日にこれまでの議論を踏まえまして、施策の検討の方向性ということで中間整理をさせていただいております。大きく1から6まで項目を並べさせていただいておりますけれども、1つ目といたしまして「スタートアップが技術移転対価として株式・新株予約権を活用しやすい環境整備」を挙げさせていただいております。

例えば国立大学がスタートアップへの技術移転に際しまして、スタートアップから柔軟に株式・新株予約権を取得できるようにということで各種制限を撤廃することとか、スタ

ートアップの新株予約権の発行に際しまして、現状、人材獲得のための発行枠は通常10～15%というのがございますけれども、それにかかわらず、移転される技術の価値に応じた新株予約権を発行できるような考え方の整理を1つ目に掲げております。

2つ目が「大学における事業化を見据えた権利化の支援」ということで、まず、大学が海外に国際出願する際の各国国内手続への移行費用が大変かかる状況がございますので、その支援を抜本的に拡充するための仕組みの検討、それから、大学の研究成果につきまして、事業化を見据えた特許出願が行われるようなプロセスの設計導入といった点について、今後議論を深めていくということが2点目でございます。

3点目は「大学における共同研究成果の活用促進」でございます。共同研究成果について、まず大学の単独保有とするか、万が一、共有特許とする場合につきましては、共有相手が不実施の場合には大学独自で第三者にライセンスできるようなルール整備、それから大企業の共同研究成果の活用状況についての見える化促進といった点を挙げさせていただいております。

4点目は「知財の見える化を起点としたマッチング・エコシステムの構築」を挙げております。これはVCや技術仲介事業者、あるいは知財戦略専門家といった方々が、事業化に必要な技術シーズ、特許ポートフォリオ形成に必要な他社の知財をスタートアップに仲介・マッチングするような機能の基盤強化に向けまして、官民IT基盤の連携を強化するといったことを検討する。その際に、ライセンス交渉コスト低減のための許諾意思表示のインセンティブ措置も含めて検討するといったことを挙げさせていただいております。

5点目が「スタートアップの知財戦略の支援サービスのエコシステム化」ということで、スタートアップが知財戦略を支援する適切な人材を見つけやすくするために、知財戦略専門家の見える化や、VCを通じて知財戦略専門家をスタートアップにつなぐといった枠組みの検討を挙げさせていただいております。

6点目が「大企業による経営アセットのスタートアップへの提供促進」ということで、CVCの活用やカーブアウト等を通じまして、大企業の知財・人材等の経営アセットをスタートアップに提供するといった取組を促進するといった点について今後議論を深めていくことを整理しております。

1～3につきましては大学の知財マネジメントの在り方に関わるものでございますので、大学知財ガバナンスガイドラインのようなものを策定してはどうかといったことも考えております。

また、これらの政策実現手段といたしましては、法改正、ガイダンス、予算措置を含めて引き続き検討を進めるといった形で今、検討が進められている状況でございます。

以上でございます。

○塩原参事官 続きまして、資料2を用いまして、デジタル時代のコンテンツ戦略検討タスクフォースにおける検討状況につきまして御報告をさせていただきます。

同タスクフォースでは、これまでヒアリングを中心とした会議を4回開催してござい

て、放送、ネット配信、ドラマ制作、アニメ・ゲーム、出版、UGC・NFTといった各分野のプレーヤーの方々計12名から、デジタル化の進展に伴うそれぞれの分野の変化の動向や、これを踏まえた戦略等についてお話を伺いました。

タスクフォースには、これらのヒアリング結果を踏まえて、コンテンツ戦略の策定に向けた課題の整理、方向性の議論をこれから行っていただくことといたしております。

タスクフォースの検討状況はこのようなことをごさいます、資料2の「デジタル時代のコンテンツ戦略について<アウトラインイメージ>」はあくまで議論のための素材として事務局で作成している討議用暫定資料となりますけれども、タスクフォースがどういったテーマを扱おうとしているかの参考として御覧いただければと思います。

まず、コンテンツ戦略についてでございます。デジタル時代の戦略を考えるに当たっての基本的な視点としては、人々の創造性発揮と新たな価値創出を促すようなコンテンツエコシステム、さらには我が国のメディア・コンテンツ産業の持続的発展等を支えるエコシステムを構築していくことが重要であるという考え方を基本に置くこととしてはどうかとされているところでございます。

その下、「Ⅱ. デジタル時代におけるコンテンツの創作・流通・利用の在り方の変化の動向」につきましては、大きく3つの切り口から変化の動向を見ていくことといたしております。

1つ目、個人による多様な創作活動につきましては、これまでの動きとして、一般人によるコンテンツ制作の拡大、コミュニケーションツールとしてのコンテンツ活用に伴う二次創作の拡大、さらにはプロとアマチュアの境界が曖昧になっているといった動向があり、今後の可能性としては、フィンガープリント、ブロックチェーン等の技術をより幅広いコンテンツに導入できるようになれば、UGCの市場化がさらに促進され、オリジナル創作者への対価還元拡大にもつながるなど、権利者・利用者双方の利益を拡大できる可能性があるのではないかといたことを挙げているところでございます。

2つ目、「仮想空間上におけるコンテンツの消費、創作等をめぐる新たな動向」につきましては、コンテンツ分野におけるメタバースやNFTの活用をめぐる動向を踏まえた上で、その次のページでございますけれども、今後の可能性として、メタバースの発展により、仮想空間での人々の交流が拡大し、そのことが新たなコンテンツの消費・創造を促進することとなる可能性。さらに、デジタルアイテムの保有や取引等のアバターが行う様々な行為の法的位置づけや、その場を提供する事業者の法的責任等をめぐり新たな課題が生じる可能性などがあり得るのではないかといたことを挙げております。

また、NFTに関しましては、その技術がユーザー間のピア・ツー・ピアでデジタルコンテンツを取引できるようにするとともに、従来、特定のプラットフォームに依存していたこれらの保有・使用を、複数のプラットフォームで横断的に行うことも可能にし得るということをごさいます、これらの技術が多様なデジタルコンテンツの取引を拡大させるとともに、その市場価値をさらに高めていくこととなる可能性が考えられるのではないかといた

うことを挙げさせていただいております。

3つ目、「メディア・コンテンツ産業の構造変化」につきましては、大きな方向性としては、国内から世界へ、一方向から双方向へ、メディア中心からクリエイター中心へといった流れがあることに着目しているところでございます。

それに関するこれまでの動きといたしましては、1つ目、市場環境の変化の状況でございます。例えばデジタル化の進展に伴うコンテンツ市場のボーダーレス化、グローバル化といったことによりまして、例えばよいコンテンツは世界で売れるチャンスが拡大する一方、国内の消費者も海外コンテンツへのアクセスが容易になり、競争は激化するなど、こういった様々な変化がコンテンツ市場を拡大させる一方で、従来にはなかった形での厳しい競争環境をもたらすことともなるというのが大きな捉まえでございます。

その上で、次のページでございます。産業構造・ビジネスモデルの変化の状況に関しましては、世界規模のメガプラットフォームとの関係につきまして、世界規模の配信プラットフォームの支配力が強まる現状があること。それらのプラットフォームは、コンテンツの囲い込みのほうに動いておりまして、コンテンツの制作段階にも参入して、巨額な制作費による制作発注を行うなど、制作コストのインフレ戦略を仕掛けているのではないかとといった指摘もございます。

一方で、世界規模の配信プラットフォームは、国内の既存メディアとは共存に立つ一方で、コンテンツの制作者にとっては世界市場に直結する販路を開く、豊富な制作資金の提供元となり得るなどの面で、新たなビジネスチャンスをもたらす存在ともなっていること等を挙げているところでございます。

その次に、ユーザーとの関係につきましては、メディア・コンテンツ産業のビジネスモデルとして、メディアを通じた一方的な作品の供給だけではなく、送り手と受け手の双方向の対話やクリエイターとファンコミュニティによる競争を重視し、それらの場を提供して収益拡大につなげるモデルが一般化していること等について着目しているところでございます。

こういった中におけます今後の方向性でございますが、我が国のメディア・コンテンツ産業が置かれる状況といたしまして、今後の世界的な競争力、支配力を持つ巨大プラットフォームとの市場獲得競争は不可避であり、それらが引き起こす制作コストのインフレ競争にも直面するといった厳しい競争環境に対応していくことが想定される。

これに対応していく上では、DX等によるコスト低減、生産性向上とともにコンテンツの高付加価値化やマネタイズ手法の多角化等による収益力強化が不可欠ではないのかといった認識について記載をしております。

まだ、巨大プラットフォームの独占支配力が強まる中であっては、我が国の事業者はコンテンツの強さで競争力を発揮し、これにより市場を確保・拡大していくことが不可欠であって、さらに世界展開を目指すのであれば、そのための販売力強化なども不可欠となっていくであろうということ。

さらに、このような状況の下で、我が国のメディア・コンテンツ産業が維持・発展していくためには、個々の制作事業者・クリエイターの制作力を高め、狙いとする消費者のニーズに的確に応えるコンテンツを供給していく必要があること。

世界水準の制作体制を整備して、「世界で売れる」競争力のあるコンテンツを輩出して、それらを積極的に売り込んでいく必要があること。

魅力的な制作環境により世界から人材を引き寄せるとともに、国内においても競争力のあるクリエイターの発掘・育成を図っていく必要があること。

制作したコンテンツのIPを確保し、これを多角的・積極的に活用して、収益を最大化していく必要があるのではないかとといったことが考えられるのではないかとということを挙げているところでございます。

その上で、最後に6ページ目でございます。「Ⅲ. コンテンツ・クリエーション・エコシステムの活性化に向けて」ということございまして、これらの変化の動向を踏まえたコンテンツ戦略の中身の方向性を今後まとめていただきたいと思っているところでございます。

こちらの議論もまだこれからございまして、ここで示している戦略の柱もあくまで仮のものでございます。例えばデジタル人材に対応した著作権権利処理の基盤づくりといったものなどがあるかもしれませんが、今後の戦略に組み入れるべきテーマについて、タスクフォースでさらに御議論いただきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○澤川次長 続きまして、クールジャパンの検討状況について、資料3を用いて御説明をさせていただきます。

クールジャパンではワーキングを設けまして、本日御出席の構想委員会の田中里沙先生を座長といたしまして、また、梅澤委員、中村伊知哉委員にも御参加いただきながら、また、多数の外国人委員の参加もいただきながら、会議を開催しております。これまで会議は2回開催しておりますが、本日の資料は、第1回会議の冒頭に事務局から、本年度の論点としてお示したたたき台でございます。これに沿いまして、これまで2回、特に新たな論点について、外部から人を招きながらヒアリングを行って審議を深めていったということでございます。本日は、この第1回に提示した論点ペーパーを基に、私から説明をさせていただきます。

まず、基本的な認識ということで、昨年度の振り返りということでございますが、新型コロナウイルスによる影響ということで、ライブ・エンタメ業界、外食産業を中心に、コロナの影響で非常に大きな影響が生じております。まず、昨年引き続きクールジャパン関係分野の存続を図ることが重要だという認識に立っております。

ただ、イベントの開催制限が緩和されたりとか、外国との流通も若干ではありますが動きが見えてきたということで、アフターコロナに向けた動きというものもそろそろ準備する必要がある。特に昨年の夏、オリンピック・パラリンピックが無事に開催されたという

ことで、このレガシーといったようなものを起爆剤としながら、さらなるクールジャパンの進化が必要だというのが基本的な認識でございます。

今年の知財計画におきましては、昨年のもをさらに具体的な展開に進めていくために、新たに3つの手法を提示してはどうかということで議論をしております。

1つ目が、サステナブル、SDGsの視点からの磨き上げということでございます。もう御承知のとおりでございますが、世界的にサステナブルといった観点を重視して行動する、購買行動を行うといった動きが主流になってきておりますし、特にZ世代と言われる若い世代ではその傾向が顕著でございます。

また、日本の文化や生活様式を振り返ってみますと、このサステナブルの考え方に親和性があるもの、例えば「もったいない」という言葉であるとか、老舗の三方よしの考え方といったような形で、サステナブルの考えと親和性の多いものが含まれていると考えております。

その一方で、審議の過程では、日本には食品ロス、過剰包装等のサステナブルでない問題があったりとか、日本はこれまでサステナブルだったといった形であぐらをかいてしまっはいけないといった厳しい意見も会議の中ではいただいているところでございます。

また、外国人の委員からは、日本の地方、田舎等における何気ない日常の生活がサステナブルであり、クールであるといった御意見もいただいているところでございます。

そういった観点で、これからクールジャパンにつきましては、サステナブルという視点を重視しながら、これまでの自らの物であったり、サービスであったりの価値を改めて見つめ直して、ストーリーとして紡いでいただきたいということを審議しております。

2つ目が、官民連携プラットフォーム等のクールジャパン関係者の交流の場ということでございます。官民連携プラットフォームは平成27年に創設されましたが、一部からは活動が低調といった厳しい御指摘もいただいているところでございます。昨年度、会長、副会長が新たに替わって、新体制になりました。今、食文化を中心とした活動をしておりますが、体制が新たになったことをきっかけとしながら、これまでの地域プロデューサー等の様々な人たちの再編と強化を図りながら、新たな魅力の掘り起こし、マッチング、さらには対外的な情報発信に努めていってはどうかという御提言を御議論いただいております。

具体的手法の3つ目ということで、ファンコミュニティとの競争といったことでございます。最近、クールジャパンの分野に限らず、ファンの人とのコミュニティとの関わりによる新たな取組といったものが広がってきております。そういったコミュニティにつきましては、単なる物の性能とかよしあしだけではなく、その背後にある価値や理念といったようなものに共感することでコミュニティが形成され、さらにその活動をサポートするといった動きが出てきていると思っております。例えば日本の食、健康といった価値、理念に共鳴していただける人が多数おられるということで、そういうコミュニティもあるのではないかという御意見もいただいております。

このコミュニティの取組につきまして、様々なことをすることで、体験、感動を共有することで結びつきが強まったりとか、また、近くにいる外国人を取り込む、コミュニティのメンバーにするといったようなことでさらに活動が海外に広がっていくことが考えられるということでございます。こういったコミュニティの動きをこれから政府としても支援していくということですのでどうかという御議論をいただいております。

(3) につきましては、昨年提言いたしましたクールジャパン戦略の再構築について、私ども内閣を含めた関係省庁の施策のフォローアップということでございます

最後になりますが、まとめということで、今後へのつなぎということで、2025年に開催されます大阪・関西万博に向けて、いま一度、クールジャパンの総力結集を図って、世界に発信していこうであるとか、地方の魅力、デジタル田園都市国家構想といったものを連携しながら、地方の魅力をさらに高め、発信していこうといったことで議論しております。

以上でございます。

○小川参事官 次に、標準に関して、資料4を基に御説明を申し上げたく存じます。

まず、最後のページを御覧いただければと思います。今年1月31日、第1回目の構想委員会で、標準に関して体制のお話、どの分野がターゲット分野であるのかというお話を意義とともにさせていただいた次第でございます。

これを踏まえまして1ページ目に戻っていただければと思うのですが、今後どのような取組を進めていくのか、主な方向性の案という形で示させていただいております。

1つ目には、まず、どのレベルを求めるのか、アウトカムのお話でございます。国際競争力、社会課題解決、そして科学技術・イノベーション、社会実装、あくまでもこの手段として国際標準をどう戦略的に活用していくのか、その能力を高めていくことが最も重要でありまして、その能力を高めるのはどこでと申し上げますと、政府の政策であり、そして民間の経営であり、こういったもので考えておる次第でございます。

したがって、こういった継続的にどんどん上げていくということがない限りは、どのようなことを書いてもいわゆる基礎体力がないということになりますので、基礎体力をちゃんと整えたいというのが1番でございます。

2つ目に、必要な取組ということで3点、大きくまとめて書かせていただいております。

1つは「国際競争力の観点で、国際標準戦略の推進が必要な重要分野を設定し」とございますけれども、1月31日の資料では、スマートシティ、Beyond 5G、水素・燃料アンモニア、スマート農業・スマートフードチェーンの4分野、プラス商流・物流といったお話を御紹介したかと思えます。

ただ、これはほかの国との競争を非常に意識しておりまして、次のページを御覧いただければと思うのですが、EU、中国、アメリカとあります。EUはつい先月に国際標準戦略と2022年度の年次の作業計画を出しました。ここにだーっと青い字で書かせていただいているような分野、これはもともと69項目ありますものをカテゴライズするようになりますということでありまして、非常に細かくあるわけでございますが、EUはどうしてこういった

ことを出しているのか。これはEUの3つ目の○にございます。あくまで欧州の戦略的自律性の強化ということがメッセージとして一番強く訴えられております。

もう一個は、他国がと書いてあるその下の中国が一番分かりやすい例でございますけれども、国際競争であります。中国で昨年10月に国家標準化発展綱要を発表いたしまして、青字でただ一っ書かせていただいておりますけれども、こういったところに力を注いでいくぞと。これは要は産業競争力を強化するために国際標準をうまく使うのだ、まず国際標準でグローバルに頑張っていくのだと。EUも、中国も、そしてアメリカが一番下にございますけれども、技術覇権的な考え方が非常に強まりまして、それがますます国際的な競争に影響力を与えるという形で、皆さん割と危機意識を持って大きく捉えられております。

そしてこれは経済安全保障的な話にもつながるところがございます、ここに数多くある分野の中でも、例えば量子、例えばAI、あるいは半導体、蓄電池といった世界は、そちらの文脈のほうでも重要とされているところがございまして、ほかにもヘルスケアの中での医薬品とか、鉱物資源の中でのレアメタル、エネルギー、通信は言わずもがなといったところがございます。

1 ページ目に戻してください。こういうことをきちんと私どもは踏まえて、いま一度、水平というか包括的に重要な分野がどの範囲でどのような形であるのかということを中心に整理して、きちんと状況をフォローして、対応活動を行っていくこと。これをきちんと水平にまとめてやってくことが重要だと考えておりまして、こういった形で物事を進める、そして体制を形成するというのを1点考えております。

2 番目の○でございます。これは科学技術・イノベーション施策、特に政府の研究開発事業などにおいて、国際競争戦略を明らかにして、そして国際標準の推進を図っていきましようという話でございます。

政府の関連施策の実行プロセスを具体的に明確化する仕組みを整えると書いてございますけれども、矢印の一番下のところに、例えばグリーン・イノベーション基金による研究科事業を参考とございます。参考資料はつけておりませんものですから、恐縮ですが口頭でイメージをお伝えさせていただきますと、グリーン・イノベーション基金と申し上げますのは、その名のごとくクリーン成長のために研究開発を行うというものでございまして、経済産業省の予算、NEDO、研究開発法人のところで基金を積んで実行するものでございます。総額はおよそ2兆円、研究開発期間は10年間、2030年にアウトプットの目標を置いて、2050年にアウトカムの目標を置く。

ここで一番大事なのは、研究開発をやるというよりは、むしろ社会実装をどうきちんと達成するのかということに一番の重点が置かれております。分野的には14分野、そして19本のプロジェクトが走っておりまして、具体的なイメージで申し上げますと洋上風力や次世代太陽型電池、蓄電池、自動車、船舶など、いろいろと多岐にわたるものがございまして、ここの1つのポイントは何かと申しますと、きちんと社会実装を達成するために、

補助先の事業者のコンソーシアムもしくは事業者の個々の企業の経営層もしくは経営者の方々に、きっちり社会実装を達成しますというコミットメントを企業の方針として求める、それをきちんと確認する、ここが大きなポイントになっております。

すなわち事業のプロセス、そして事業のガバナンスのスタイルとして社会実装をぜひとも担保するという形が成り立っております、これがうまくいかなければ、研究開発事業に注ぐ予算のカットもしくは廃止ということまで視野に入れているものでございます。

具体的なイメージとして、グリーン・イノベーション基金の事業を参考に、例えば事業者に対して、応募のときに、どのように社会実装に必要な国際競争を進めていくのか、どのように国際標準化を進めていくのかということをおあらかじめ求め、審査の採択のときにも、きっちりやりますといったことを担保して、事業の過程、フォローアップにおいて専門家にきちんと評価をしていただく。こういった仕組みが社会実装に確実性を持たせることに非常に大事でございます、御案内のとおり社会実装のポイントは、ビジネスがいかにドライブを果たして、競争によって市場が拡大していく中で、どれだけシェアをマーケットで押さえていくかということが非常に重要でございますので、こういった仕組みをきちんと政府の科学技術・イノベーション施策として担保できないものか、このように考えておるといのが2つ目の方向性でございます。

3つ目が、官民の国際標準戦略活動への専門人材サポートという点でございます。国際標準戦略活動は一言で申し上げましても、例えば経営戦略の中で標準をどのようにうまく活用していくのか、これが一番肝でございますが、そこに始まり、実際の標準もしくは規格についてどのようにつくっていくのか、そしてそれを国際社会というか国際標準化機構の場でいかに形に示すのか。ISO、IECのような機関もございましたら、IEEE、3GPPのような民間フォーラムの標準もございます。

そういった中で、戦略の話から、個別のプロジェクトの話の進め方から、そして国際標準現場での交渉や調整の考え方といったところはある種のノウハウがございまして、こういうものにたけた人材をアドバイザーとして必要なところに提供というかサポートを申し上げるような、ネットワーク体制を取りたい。個々の世界では実は成り立っておりますけれども、クロスでリソースが足りない場合がございますので、そこをきちんと支援していきたいということを公的支援機関のサービスのお話と併せて進めていきたいと考えておる次第でございます。

以上、私から概略を申し上げた次第でございます。よろしくお願いたします。

○川上参事官 それでは、資料5に基づきまして、知的財産推進計画2022の視点ということで、事務局の案を御説明させていただきたいと思っております。

ここでは大きな流れといたしまして、1ページ目が現状の認識、2ページ目でそれを踏まえた施策の方向性についてお示しした形になってございます。

1ページ目を御覧いただければと思っております。左側のほうで、現状の日本のイノベーションの置かれた状況、知財をめぐるグローバルな競争環境の変化についての認識をお示しし

てございます。

まず、日本のイノベーションの状況でございますけれども、昨年の知財計画でも触れさせていただいたWIPOのグローバル・イノベーションインデックスがございます。直近で日本は13位ということで、前年の16位からは上昇しているわけでございますけれども、主要先進国の中で比較しますと、依然として順位が低いという状況をまず強調させていただいております。

それから、グローバルな競争環境の変化について、重要なポイントを大きく4つほど挙げております。

1つ目はデジタル化・グリーン化競争におけるスピードの重要性の高まりを挙げております。これは技術をいかに機動的かつスピーディー、グローバルに社会実装させるかといったイノベーションスピード競争が起こっているのではないかと。そういう従来のプレイヤーのみでは対応できない状況の中で、個人とかスタートアップといったイノベーション創出のプレイヤーの多様化が急務ではないかということも挙げさせていただいております。

2つ目といたしましては、熾烈な技術覇権・国際連携競争の高まりということで、産業構造が従来のピラミッド型からレイヤー型に変化しているという中で、標準の戦略的な活用の重要性が高まっているということも挙げております。

3つ目といたしましては、デジタル空間の技術パラダイム転換ということで、メタバースやWeb 3.0時代の到来という中で、そういった技術の進展に対応した仕組みの構築が急務ではないかということも挙げています。

4つ目といたしましては、新たな知財としてデータのガバナンスへの関心が高まっている中で、特に国際的なルール形成をめぐる主導権争いが起こっているといったような、大きく4点ほどの競争環境の変化を挙げております。

他方で、右側のほうでございますけれども、現行の知財ガバナンス、知財システムについてはどうかということを見たときに、機能改善の必要性がいろいろな点であるのではないかと問題意識をお示ししております。

1つ目といたしましては、将来の成長に必要な知財、無形資産への投資が圧倒的に不足しているのではないかと。これは低い利益率が投資の抑制をもたらす、そういう悪循環に陥っているのではないかと。これを挙げております。

2つ目といたしましては、企業の技術開発成果である知財がフルに活かされていないのではないかと。企業が創造・保有する知財が、例えばマークアップ率の向上や新規事業創出に十分につなげられていないのではないかと。それから、弁理士の役割につきましても、これまでの出願代理にとどまらない積極的な知財戦略提案業務へのさらなる転換が必要となっているのではないかと、蓄積された知財が広く活用されるためのインフラも未整備ではないかといった点を挙げております。

3つ目といたしまして、産業のダイナミズムを阻害する自己完結型の企業の知財管理を挙げさせていただいております。これは企業の枠を越えた社会価値形成が求められる中で、

こういった自己完結を前提とした知財管理が例えば新たなオープンイノベーションの発展や事業切り出しによる事業再編といったものを阻害している面があるのではないかと。あるいは、企業の枠を超えた戦略的な標準活用といったものも進んでいないという面もあるのではないかとといった点がございます。

4つ目といたしまして、大学で創出される知財を事業化するに当たっていろいろなネックがあるのではないかとということで、例えば国際出願に係る費用が不足している、事業化を見据えた権利取得ができていない、共同研究の成果も十分活用されず死蔵されているのではないかとといった問題意識を挙げさせていただいております。

それから、新たな課題への対応ということで、例えばデータ利活用のルール形成に係る国際動向とその影響に係る検討が必要になっているのではないかと、メタバース空間上の新たなコンテンツ消費やNFTを活用したデジタルコンテンツ流通に対応した知財システムの整備が必要となっているのではないかとといった点を挙げております。

こういった全体を見たときに、現行の知財ガバナンスが果たしてイノベーションに貢献できているのかといった点、それから、競争環境の変化に対応できているのかといった点を少し問題提起した形になっております。

こういった問題意識を踏まえて、一番下にございますけれども、多様な主体が知財にアクセスできて、イノベーションの主演となるような知財ガバナンスに転換する必要があるのではないかと。ここにはイノベーションの民主化と書かせていただいておりますけれども、そういった転換を図ることで、今の政権のアジェンダであります「分配の原資となる成長」に貢献するような知財ガバナンスに転換していく必要があるのではないかと。これが全体の問題認識でございます。

これを踏まえて、2ページ目でございますけれども、こういった施策の方向性が考えられるかということで、大きく7つにカテゴライズさせていただいております。

まず、左上でございますけれども、イノベーションの主演を多様化するという一方で、特にスタートアップによる知財のフル活用を進める必要があるのではないかとというのが1つ目でございます。スタートアップの知財戦略サポート体制の充実を図るとか、スタートアップが知財対価として株・新株予約権を活用しやすい環境を整備する、大企業からスタートアップへの経営アセット提供促進といった方向性を挙げております。

上の真ん中でございますけれども、大学が事業化シーズ提供の起点になるといった点を挙げております。ここでは事業化につながる知財の創出とか、共同研究成果の活用促進といった点を進めるために、例えば大学知財ガバナンスガイドラインなるものを検討していったらどうかということを書かせていただいております。

上の一番右でございますけれども、企業の知財マインドの転換も図っていく必要があるのではないかとということで、ここでは昨年来御議論いただきました知財・無形資産の投資・活用をさらに促進していく必要があるのではないかとということがございます。

コーポレートガバナンス・コードを昨年改訂して、知財ガバナンスガイドラインのほう

も今年1月に公表させていただきましたけれども、これをさらに推し進めるための投資化、ガバナンス強化が必要ではないかといった点、それから中小・スタートアップの知財・無形資産を生かした資金獲得を支援するために、今、法務省さん、金融庁さんのほうで議論されている事業成長担保権の検討が重要ではないかといった点を挙げております。

下のほうでございますけれども、一番左側、技術シーズ・コンテンツへのアクセス容易化ということで、知財の見える化を進めるということを挙げております。

著作権のほうにつきましては、昨年来、御議論いただきまして、権利処理一元化の方向性が示されております。法制度については現在文化庁さんのほうでも検討が進められているところでございますけれども、権利処理のIT基盤の整備についても進めていくべきではないかといった点。技術につきましても、例えば研究者、研究内容、論文、知財権といった探索を円滑化するような、官民のIT基盤の連携強化が必要ではないか。それから、知財活用状況の開示強化といった点を挙げさせていただいております。

下の左から2番目でございますけれども、デジタル市場・空間における知財活用の促進ということで、例えばデジタル技術によって創出される市場、デジタル空間における知財の意義整理と活用の促進といった項目を挙げさせていただいております。

下の左から3番目は標準の戦略的活用とデータ利活用促進ということで、例えば標準につきましては、国プロ等の成果活用を通じた戦略的な標準活用の強化、データにつきましてはデータ取扱いルールの実装促進といった方向性を挙げております。

下の一番右でございますけれども、良質な知財創出に向けた実務改善ということで、例えば弁理士・弁護士の方々のミッションも、出願代理や紛争解決業務に加えて、コンサル業を強化していく必要があるのではないか。それから、審査実務についても、企業の事業戦略に寄り添った形にしていくことを検討するべきではないか。大きくこういった方向性を事務局の案としてお示しさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

ただいま各ワーキンググループ、検討会の検討内容、最後に2022の全体の方向性について御説明いただきました。

これから残りの時間で、ただいまの御説明に対して御意見等を御自由に御発言いただければと思います。

遠藤委員からお願いいたします。

○遠藤委員 御説明ありがとうございます。

多岐にわたっているので、全てにコメント差し上げられませんが、4点、お話し申し上げたいと思っております。

最初のスタートアップとコンテンツの観点から申し上げますと、私どもも、ある先端的な価値創造領域をカーブアウトさせてスタートアップ事業として推進しているのですが、カーブアウトしてよかった点は、確かにカーブアウトすることによって、期待していたよ

うに、良い人材を外部から取り込みやすくなり、且つ価値創造力も上がりました。一方で、その後のビジネス展開、市場拡大のところがなかなかうまくいかない。ビジネスとして成長させるには、スタートアップの持つ、所謂、知財、価値創造能力と市場とを、うまく結びつけるサポートが必要と考えています。私共のカーブアウトした例では、良い人材獲得もでき価値創造の範囲も広がりましたが、マーケット拡大に関しては、本体が見ているのが現状です。実際にカーブアウトしたところはアメリカに拠点を置いており、本当に豊富な人財市場があると認識を致しましたけれども、更なるアメリカの市場展開、拡大には、強力な支援が必要と考えています。そういう意味で、良いコンテンツを持っているスタートアップが、その価値をマーケットにつなげるには、市場サポートを如何に整えるかがとても重要なのかなと思います。

その次はCJ（クールジャパン）のお話があり、オリンピックの話も出ましたので追加で申し上げたいのですが、オリンピック開催に伴い相当高い価値のプラットフォーム、すなわち人間社会のサステナビリティを考慮した安心・安全と言う価値を実現するプラットフォームが開発されました。しかしながら、残念ながら、オリンピックが終わってから、これらプラットフォームが、活用されていない状況にあるのではないかと感じております。我々は海外に対して、質の高いインフラを輸出しようとして議論をしておりますので、是非、オリンピックで開発したこれらの優れたプラットフォームを市場にうまくマッチングする様にアレンジして、外に対する価値貢献の努力をしていくべきではないかと思えます。いろいろなシステム、ロボットも開発されました。これらを、市場にフィットした良いソリューションとして提供されるべきです。既にオリンピックを通してサステナブルなクールジャパンが存在していると思えます。今一度レビューしてみる価値があると思えます。

標準化に関しては、いろいろな題材がありますが、DXに特化して、題材を集中して集める事も重要であると考えます。以前にも申し上げたかもしれませんが、DXの注目すべきポイントはハードウェアデジジョンからソフトウェアデジジョンへの変化です。まず、このデジジョンの変化に伴う、新たな価値創造の為のアーキテクチャーの変化が大きな知財領域であり、特許になるし標準化にも適用できる。更にはソフトウェアでデジジョンした価値を、実際に活用する物理空間に戻さなければならないので、新たな価値を効率的に表現する物理インターフェイスを用意する必要があります。これは、アーキテクチャーと同時に大きな知財領域となります。今のDXを進める中で、あらゆる分野で、この価値変換が進むので、今申し上げたアーキテクチャー、物理インターフェイスを知財領域として集中して検討し、標準化或いは特許獲得努力をする事が重要だと思えます。

御存じのとおり、IPAでデジタルアーキテクチャーを構築のサポートをしていただいておりますので、各分野でのDX推進を連携しておこない、且つ標準化のアクセレレーションを考えていただくと良いと考えます。

最後に、知財のところでのデータの活用のお話をいただきました。私も、ご指摘の通りだと思っています。個別のインディビジュアルなデータを集めシェアするのは、まだ少し

難しく分野も限られると思いますが、まずはパブリックデータを、如何に皆が活用できる環境を整える事が重要であろうと考えます。これをベースに価値を創造するという仕組みを築く事によって、データ活用による価値創造の重要性を体験、認識をしていただき、データ活用による知財構築の推進が一般化されるのではないかなと思います。

データドリブンでの価値創造が一般化してゆくと、データを扱う人は、データを提供する側にとって、信頼感がある人でなければいけないという事を意識しなければなりません。日本ではまだ、議論が必要ですが、他国のセキュリティークリアランスをイメージしながら、データを扱える人財を育成、確保する仕組みも知財の推進の一部として考えるべきだと思います。

以上です。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

2番目に御指摘された、オリパラのときに一瞬できたことがその後できなくなったという事はほかにも聞いていますので、重要な御指摘かと思います。

次に、梅澤委員、お願いいたします。

○梅澤委員 ありがとうございます。

大きな論点として1つ、問題提起させてください。

Web 3.0を中心に据えた議論を今回の知財計画にしっかり埋め込んだほうが良いなと思っています。環境変化のところで若干触れられているので、事務局の方も問題意識はお持ちだろうと思うのですが、念のためどういふストーリーかということをお願いします。

Web 3.0の世界ではトークンが極めて重要になってきます。NFTが発達して、一つ一つのコミュニティの中で流通するだけではなくて、トークン間の交換も発生する。したがって、トークン経済圏がそれによって大きく発達することが見込まれています。

そうすると、トークンのやり取りに使うクリプトウォレットをめぐる争奪戦が世界規模で始まります。クリプトウォレットが個人のIDになり、それから財布になるという世界観です。特に金融サービスがまだ発展途上になる新興国では、この世界に一気に飛ぶことが想定されます。

クリプトウォレットを誰が持てるのかと考えると、まず、強いIPを持っているプレイヤーです。その意味で、日本は潜在的に極めて強いポジションを持っています。最近、ある調査によると、世界のIP別のメディアミックスの総収入の累計のランキングでトップ10に何と日本から5つのIPが入っています。ポケモン、ハローキティ、アンパンマン、マリオといった銘柄です。なので、こういうIPホルダーはまず世界中にクリプトウォレットをつくることできる。

それから、国内に関して言うと、通信事業者3社とも既にポイントシステムで数千万規模の会員を囲い込んでいます。なので、彼らも、国内発ではありますが、将来的には他国にもしみ出していくようなトークン経済圏の名手になり得るということだと思います。

端的に申し上げますと、メガIPホルダーは世界で稼ぐ機会がかなり増しますということです。なので、我々はこれをアドバンテージにしていかなければいけないというのが1つ知財計画で大きな柱にできるのではないかと考えていることです。

クールジャパンのワーキングでは、この間、この問題提起をさせていただきました。今日拝見したコンテンツ産業のストーリーの中にはこの発想がまだ弱いように見えるので、コンテンツ産業のストーリーとしても、クールジャパンのストーリーとしても、今年のタイミングでWeb 3.0による新しい世界観を明確に打ち出さないと、逆に古いなと見えてしまうと危惧をしています。

当然こういう世界観が実現してくると、コンテンツ産業のペーパーのほうでも言うように、もう少し限定的な様々なIPホルダーの人たちも、CtoCのコミュニティの中で、小さいながらも対価を得る機会は増えるというストーリーにはつながってくると思います。ただ、これがメインではなくて、メガIPホルダーが世界で稼げるようになる、そのために打って出なければいけないというストーリーをつくりたいというのが総論での問題提起です。

あと、各論で2つ申し上げますと、1つは、コンテンツ戦略の中で、Netflix等のメガプラットフォームのコンテンツ制作を拡大しますという話がありました。これを受けて日本として狙うべきは、日本のプロダクションハブ化を目指すことだと思います。Netflixあるいはアマゾンプロダクションハブに日本がなるということを能動的に取りに行くべきだと思います。

今までもフィルムコミッションを拡充しましょうみたいな話は限定的にはありましたが、本質的にここで重要になるのは、様々な形での税制優遇等の経済的な支援だと思います。カナダ等は典型例ですけれども、映画制作における税制優遇あるいは補助金のシステム等が発達しています。そういうもので日本がプロダクションハブとしてNetflixの制作を大量に請け負う。アニメはもちろんですけれども、それ以外のものも請け負うような場になっていくということを考えてはいかがでしょうか。

もう一つの各論が、先ほどスタートアップ政策における大企業からの経営アセットの提供という論点がありました。この中で私が特に重要だと思っているのが、技術やデータに加えて人材の提供で、人材の提供のやり方として一番有効だと思っているのが兼業の推進です。先ほど知財専門家をスタートアップの中にビルトインしたいという論点もあったのですが、例えば知財あるいは法務、財務といった専門性が高い職能の人こそ、大企業からどんどん兼業でスタートアップに入って行って、スタートアップの経営を支えながら、彼ら自身もキャリアの選択肢を増やしていくということができると、大企業からの経営アセットの提供が極めて効果的にスタートアップの促進につながると考えています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

翁委員、お願いいたします。

○翁委員 数点申し上げたいと思うのですが、まず、スタートアップによる知財のフル活用、大学で創出される知財の事業化促進の辺りについては、本当に大事だと思っております。特に大学発スタートアップといったところがしっかりと知財の事業化を推進していき、成長の起爆剤になっていくことが極めて重要なので、大学の知財ガバナンスとかスタートアップの知財戦略サポートといったことはしっかり進めていっていただきたいと思っております。

その中で、資料1に蓄積された知財の見える化とか技術データベースの充実とありまして、これも非常に大事で、利用や投資を進めていくためにもアクセスがしやすい環境を用意していく必要があると思っております。

こういったところが大きくなっていくためには、海外の人材や金を呼び込めるということがすごく大事で、そういったことをしていく必要があるのですが、一方で、先ほどの遠藤委員の御指摘とも関連するのですが、経済安全保障上の配慮というか、セキュリティーの面も非常に重要なので、ゲートウェイの整備とかがございませうけれども、ぜひ工夫して、設計をうまく考えていただく必要があるのではないかとと思っております。

あと2点申し上げたいのですが、企業における知財、今度コーポレートガバナンス・コードにも入りまして、投資家のガバナンスが強化されるということですが、どこの企業も知財というのが経営の中核で語られるところがまだ少ないので、特に製造業とか、極めて重要なところはしっかり経営の中核と位置づけて、どのように知財といった無形資産投資が企業価値を上げていくかということについて、取締役会でしっかり議論していくことを環境整備としてつくっていく必要があると思っております。

最後にクールジャパンなのですが、私はここの本部で御議論させていただくのは初めてなのでよく分かってないのですけれども、最後の知的財産推進計画2022のところ、クールジャパンがどのように入ってくるのかなというところがちょっと分かりにくいと思いました。これを見ている限り、成長戦略とか稼げるというところがすごく重視されていて、今、梅澤委員からも、デジタル分野での記述の御指摘がありましたけれども、アフターコロナで定義自体も変わってきていますし、まさにSDGsにも貢献するものだと思うのですが、成長という点でクールジャパンをもう一度考えていただきたいと思っております。

もちろん文化といったことについては大事なのですが、知財で議論することについて、この計画の中にどのように落とし込んでいくのかということについて、質問とともに、ぜひ検討いただければと思っております。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

経済安全保障への言及がございましたけれども、知財計画2022の視点の環境変化のところ、経済安全保障自信はこのマンデートではないのかもしれないけれども、環境には書いておいたほうがいいかなと私も思いました。

次に、竹中委員、お願いいたします。

○竹中委員 知財エコシステムについて2点コメントさせていただきたいと思います。

第1点目は、弁理士や弁護士をはじめとする知財プロフェッショナルの役割についてです。先ほども御指摘がありましたように、どうしても弁理士さんは権利の取得、弁護士さんは契約書を作成したりということで、チームでタッグを組んでということがなかなか難しいのかなと思っています。

また、技術を理解した弁護士さんがアメリカと比べて日本は非常に少ないということもありまして、ここは弁理士さんたちに、ビジネスを理解したり、マーケットを理解したりしながら、技術を評価していく、知財の価値を評価していくという能力を求めていきたいところだと思っています。

スタートアップの支援には、単に技術ライセンスのみならず、ビジネスを含めた契約書の作成が必要ですので、弁理士さんだけでは無理なところがありますので、弁護士さんとの協力が大切かなと思います。

この前、中村修二先生のセミナーで司会をする機会があったのですが、そのときに先生がスーパーロイヤーという言葉を使っておりましたけれども、彼がいろいろ技術の話とかビジネスの話をしているミーティング中にもう契約書を書いてしまっ、もうできていますよということで、ビジネスを契約書に落とし込むというスキルがすごく重要なのだなということを痛感しました。

先ほど、例えば大企業からの兼業で、マーケティング、橋渡しみたいなこともすごく重要だという御意見がありましたけれども、それも非常に重要だなと思います。どうしてかという、アメリカの場合はVCがやっているわけですがけれども、日本ではまだまだアメリカほどVCが多くないので、兼業という形で大企業からノウハウとかナレッジを提供してもらえば、とてもよいと思います。

ぜひ、弁理士会や弁護士会が中心となって、シリコンバレーの知財のエコシステムで活躍するVCやスーパーロイヤーの方を招聘して、セミナーやシンポジウムを開いてくれればなと思っています。

2点目は、大学における共同研究成果の活用についてです。アメリカの特許法には、大学と政府資金から生まれた発明の取扱いについて、基本政策を示すバイドール規定があります。その中で、大学の技術移転の目的は、研究から生まれる発明の実用化で、研究成果を社会に還元することということが明記されています。先ほど、実装という言葉が日本では使われているのだなと思いました。

この政策に沿って、NIH等の政府機関が受託研究の契約書を作っておりまして、その中で研究成果の受託先である大学帰属という原則が明確になっておりまして、大学も技術移転部をつくって、実用化を進めるということが義務づけられています。

もし大学や実施権者が技術移転の義務を果たしていなくて実施していない場合には、政府が介入して、商業化を希望する企業にライセンスを与えるマーチンライズという強制実施権も定めています。

日本でもバイドール法をモデルにした産業技術力強化法というものが制定されていますけれども、マーチンライズは定められていないのです。ぜひ共有や排他的独占実施者が不実施の場合などのようなときで、実装化が実現していないような場合は、マーチンライズに対応するような規定を導入することによって実装化を進めるという政策を、特許法の中または日本型バイドール法の中で明確にすることが必要ではないかと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

福井委員、お願いいたします。

○福井委員 本日も実にぎゅっと詰まった御紹介をありがとうございます。

私からも4つ申し上げたいと思います。

1つは、梅澤委員のお話にもありましたけれども、日本のコンテンツあるいはIPは既に潜在的に強いのではないかという視点です。私もそう感じるのです。その意味で、知財推進計画は正解を示してやって、民間をそこに向かって牽引していくという姿勢ももちろんあっていいとは思いますが、より重要なのは、民間の育っていく力をサポートしてあげること。つまり、民間の足りない点は何であるのかということを知り、そして困っているところを支援してあげるといった視点ではないかと思うのです。既に力の強いものは必ずそこで伸びていくと思うからです。

この点で、竹中委員のおっしゃった契約交渉という視点は非常に重要であろうと思います。例えば資料2、コンテンツの部分で言うと、巨大プラットフォームとの対峙という視点が出てきました。また、コンテンツの海外販売力という視点も出てきました。つまり、いいコンテンツはあるけれども、売り込む力が弱いのではないかという意見がタスクフォースでもかなり出たのです。（通信不良）

○渡部座長 福井先生のフォローは後でさせていただきますが、御発言は次の方に行っていただきたいと思います。

それでは、久貝委員、お願いいたします。

○久貝委員 御説明大変ありがとうございました。

私のほうからは、資料1について少しお話を申し上げます。

資料1のいろいろな施策の方向性よりは、これは第1回でお配りになったと思いますけれども、知財エコシステムをつくらうということだったと思います。そのイメージのところなのですが、6ページに参考で入っている絵は、検討会でもそれをベースに御議論なされたと思うのですが、私ども地方を見ているほうからいいますと、一体どのような地域でこういうものがあるのかなというのと、大都市圏ではないかと。つまり、知財エコシステムをつくっていくプレーヤーは、大学は地方にもいっぱいあるわけですし、TLOもあるわけなのですが、産学連携もあまりうまくいっていないとは思いますが、例えばここで指摘されているベンチャーキャピタル(VC)の役割が重要だという点も、東京あるいは大阪ぐらいまではVCはあるかもしれないけれども、そのほかの地域でどうだろうか。

それから、専門家も大変重要だということも、そのとおりだと思いますけれども、弁理士さん、弁護士さんは、地方にはほとんどそういう方はいらっしゃらない。知財となるとますますおられないということもあります。むしろ大企業も地方にはそんなにありませんし、地方ですと、私ども商工会議所の役員も大体中堅企業で、成功されて内部留保もあると思いますが、そういう会社が中心です。

どちらかというところでの資金の出し手は金融機関です。ニーズからいうと、もちろんスタートアップはお金は欲しいけれども、一方で自分の株のシェアも重要なので融資も欲しいという声もよく聞こえているわけです。そうなりますと、ここに書いてあるプレイヤーのことについてだけでいいのかどうかということなのです。

経産省のスタートアップ支援でも、東京だけではなくて、むしろ浜松や九州というような、自分たちはスタートアップの支援をやらないと自分たちは危ないということで市長さんがすごくやっているわけで、そういう地方の姿がここからはあまり見えない。そこには明らかにスタートアップを育てたいという人がいるし、ニーズもあるのだけれども、果たしてこの絵を前提にして考えていいのかどうかということなのです。

あるいは、最終的な目標が事業化ということであれば、知財だけではなくて、技術を開発して、製品化するまでには、いろいろな知財が要るし、施策も要りますし、加工とか掘削の技術となると、地方のものづくりの中小企業のサポートがないととてもできないということなのです。吉野先生とかは町工場と組まないとしリチウムイオン電池はなかなかできなかったということも言うておられまして、そういう中小企業によるスタートアップのサポートの面もあります。ここに書いてあるプレイヤーで完結するかどうかというのは非常に疑問です。

最終的な目標はユニコーンをつくるということかもしれないけれども、地方に貢献するゼブラを目標とするスタートアップもいるかもしれない。メンバーもほとんど東京の方だったと思いますけれども、東京を前提にしたようなエコシステムを考えておられるという感じがしまして、果たしてそれで新しい資本主義の世界に基づく新しい成長ができるのかどうか、地方のほうは全く見えない姿になっているのではないかということは思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

中村委員、お願いいたします。

○中村委員 中村でございます。

3点、コメントします。

まず、最初のコンテンツ戦略ですが、コロナによる社会のDXがコンテンツの大きなチャンスだと期待できる一方で、より大きな地殻変動があつて、コンテンツがこれまでの延長線上にない、転換点にあるという認識が重要だと思います。

ポイントは3つだと考えていまして、1つ目が、GAFに代表されるアメリカのプラットフォームへの対応と同時に、中国のIT企業も日本に参入してくる。それにどう立ち向かうのか。

2つ目が、メタバースやNFT、Web 3.0も併せて、そういった新しいテクノロジーの波が押し寄せていて、これを政策論としてどう捉えるか。

3つ目が、今、総務省で議論が進んでいるとおり、放送業界の構造変化や規制変更もありそうでして、これをコンテンツ側としてどう見るか。

こういう課題は、これまでのような著作権処理とか海外展開とは違う戦略論を要します。今回それをどう扱うかが大事になっていると考えます。

2点目、クールジャパンの再起動ということは、これまでのクールジャパンは1回クリアするということだと思おうのですが、その評価・検証が大事なのではないかと思います。クールジャパンに対しては、私は主にコンテンツの観点で関わってきたのですが、今回その色はほぼなくなったと認識しています。それはどこかで路線変更があったということなのでしょうけれども、そうだとすれば、これまでのクールジャパンはどうだったのか、成功面や失敗面を評価・検証しておくのがいいなど。

例えばコロナ後のクールジャパンを再起動ということであれば、コロナはクールジャパンにとっていかなるダメージを与えたのか、あるいはコロナが日本のプレゼンスをどのように変えたのかということ进行分析してはどうでしょうか。

あるいは、2025の万博がチャンス、総力を結集とあるのですが、そうであればオリパラはどうだったのか。クールジャパン的にいかに成功し、いかに失敗したのか。その評価・検証をしっかりとっておくべきだと思います。オリパラでいかなるレガシーを得たのか。私はたくさんあると思うのですが、それを共有しておくことが大事なかなと。つまり、前文でその辺りをどのように書き込むのかが大事かと思っています。

3点目、全体像です。新たな課題への対応ということで、今回、データ利活用ルールとメタバース、NFTへの対応を柱として掲げていただいて、ありがたいと思っています。先ほども梅澤さんから話がありましたけれども、特にメタバース、NFTは急速に課題として浮上してきたのですが、政策論としてどう捉えるのかはまだ固まっておられません。ただ、それでも重要課題としての認識を示しておくことは大事なことだろうと。グローバルな重要テーマになるということ为先取りしていく姿勢が必要なのではないかと考えました。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

福井委員、今は聞こえますでしょうか。

○福井委員 聞こえております。御迷惑を皆さんにおかけして申し訳ありません。

○渡部座長 かなり前半で聞こえなくなってしまったので、もう一度お願いいたします。

○田中事務局長 福井先生、どこで途切れたかという、契約の重要性、巨大プラットフォームとの対抗、海外販売力の話が重要だと。そこから後が途切れました。

○福井委員 それでは、手短にお話しさせていただきます。

資料4でいうと、国際標準戦略を推進する力という言葉もありました。これらの根底には全部交渉力という要素があると思うのです。知財戦略という言葉も随所に出ておりまし

たけれども、知財戦略というのは、つまりは契約に集約される部分はかなり大きいです。知財ビジネスというのは契約ビジネスの要素が大きいわけです。そうすると、それをどう交渉していくか。その交渉ができる人材や能力の育成という要素が全体にやや希薄であったというか、もう少し強調されてもいいのではないかということをも1番目に思いました。

2番目、海賊版の視点です。これは私の無理解かもしれませんが、今の推進計画の骨子の中には見られないように思ったので、御報告とともに指摘をさせていただくと、漫画の最悪のオンライン海賊版サイトのトップ3、3つ合わせて月間で3億アクセス以上を稼いでいた、ほぼ全てのアクセスを集約していたサイトが、3月8日以降この瞬間全て停止している状態にあります。4年越しの戦いが急速に進んだ瞬間なのですけれども、これが永續できるかどうかはまだ全く分かりません。少なくとも言えるのは、これはIT界や政府、それから出版界が組んで取り組んできた4年間の成果だということなのです。そして、それはほぼ技術戦争と国際交渉です。

その意味で、竹中先生の御指摘にありました少なくとも技術力と結びつくことができる法専門家、あるいは交渉ができる専門家、こういう要素は海賊版対策においても非常に大きな要素になっていると思います。

最後です。資料2、資料5に共通しますが、メタバースです。中村委員もおっしゃったとおり、これは決して軽視すべきではない大きな動きになるだろうと思います。言ってみれば施行されているものは少なくとも、人間社会のかなり大きな部分でのミラーです。あらゆる営みがそこに取り込まれていく可能性があります。そして、あらゆる営みに関わるルールやシステムがそこでは不適合である可能性があるのです。機能不全を起こしてしまう可能性が大いにあります。

知財についての例を挙げれば、そのメタバース上で例えば何らかの著作物を私的に演奏する行為、あるいは購入したNFTアートを人々に見せる行為、これらは現実のリアルな世界においては著作権法の例外規定があっても行えるのですけれども、メタバースにおいては、恐らく現行法では、公衆送信というふうに整理をしますので、いずれも行えないのです。

ただ単に行えないで構わないのか。何らかのルールや対応がそこでは必要ではないのか。いわゆる狭い知財権だけに絞っても、かなり多くの問題を持っています。よって、現実と並走しながら考え続ける、このことは本当に必要であろうと思います。

最後まで聞こえたでしょうか。

○渡部座長 大丈夫です。ありがとうございました。

それでは、山本委員、お願いいたします。

○山本委員 もういろいろと意見が出ましたので、私はシンプルに1点だけお話をさせていただければと思っています。

知財推進計画2022の視点のところなのですが、スタートアップにフォーカスしているというのはとてもよいことだと思いますし、アメリカもヨーロッパもイノベーションはスタ

ートアップから生まれているので、いきなり大企業から生まれるというのはなかなか少ないので、スタートアップにフォーカスするのはよいと思っております。

一方で、先ほど久貝委員の御意見にもありましたけれども、大学間の産学連携の格差が結構広がってきていて、うまくいっているところとそうでないところがある中で、ここにあるような知財戦略サポートの充実だとか、新株予約権とかはこのままやればよいと思うのですが、これだけで本当にどんどんスタートアップをつくらうというふうになるのかなという疑問がそもそもあって、それを考えたのですが、知財で成功したスタートアップのストーリーをナラティブ型でちゃんと共有することが重要ではないかと思っています。

知的財産に関わる人だけかもしれないかもしれませんが、かつてはアマゾンのワンクリックが特許になるのか、ならないのかという大論争があったりとか、グーグルが最初に出した特許はどういうものなのかと、結構知ってはいますね。

ところが、日本のスタートアップに関しては、成功したスタートアップは語られるのですが、その知財戦略は誰も語っていないような気がしていて、そうだとすると、どういう特許を押さえたからこのスタートアップがうまくいったのだということを難しくではなくて、そこでナラティブという言葉が必要なのですが、物語としてちゃんと誰にでも話しやすく伝えられるようなものを共有することが、もしかすると、自分もスタートアップをつくってみようというふうになるのではないかという気がしています。

東京大学も、例えばペプチドリームとかは大成功していますが、実は若い人はペプチドリームを参考にとということとはちょっと違って、あれはうまくいき過ぎているので、もっと身近にある少し成功しているスタートアップとかがどんどん出ているので、そっちに影響を受けている人が多いという話も若い学生とかからは聞いていて、そうだとすると、そこをちゃんとナラティブ型で共有することが重要ではないかということだけを申し上げます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

山田委員、お願いいたします。

○山田委員 山田でございます。

事前に丁寧な御説明を伺っておりますけれども、改めて感じたことをお話しさせていただきたいと思います。

先ほど久貝委員がおっしゃっていたとおり、私も東京が中心で地方が見えないシステムの印象を受けましたので、ぜひ地方の状況も見た上でのエコシステムも検討いただければと思います。

それに加えて、資料1の2ページとか9ページですけれども、大学における共同研究成果の活用促進のところで、大学が第三者にライセンスするには現在、共同特許の相手の同意が必要で、相手が不実施の場合に死蔵特許になってしまうということから改善案を出しているということだと思っておりますが、ここにあるのも確かに大企業でして、大企業だけが

対象ということなのかどうかはお聞きしたい。

弊社のような中小企業の場合に、費用と時間をかけて大学と共同特許を出して、その後すぐに事業化できなかった場合に、気がついたら大学側がどこか大企業や競合メーカーにライセンスしていたということにならないのかという点を非常に危惧しています。大学と共同特許を出すことをちゅうちょしてしまうのではないかと感じました。

今回のお話では、特に地方大学と大企業では大学のほうが弱い立場であって、第三者へライセンスできない、そのために大本の特許法を見直すのだという内容と私は理解していたのですが、大学と中小やベンチャーの場合は逆でして、中小のほうが立場が弱くなる場合も多々ありますので、先ほどもお話がありましたけれども、契約作成時の交渉ができる専門家の支援や、特許法自体を見直すのであれば中小やベンチャー企業が不安を払拭できるような条件、例えば不実施の条件とか、ライセンス料の分配とか、お互い誠意を持った交渉をする等の文言の検討もお願いできればと思います。

ただ、確かに技術の社会実装は大変重要だと私も感じています。この文章の中に、社会実装をせず防衛的に保有という判断を企業がする場合が多く、それが問題であるというのがどこかにあったのですが、なぜ実施しないのか、なぜ実施できないのかということが問題の根源なのではないかと感じています。

それから、資料5の2022年の視点①の右側の「知財ガバナンスの機能改善の必要性」というところに様々な問題点が記載されておりますけれども、これはまさに正確に現状の問題点を羅列されていると感じて拝見をしました。特に1行目にある低い利益率が投資の抑制をもたらす悪循環というのはそのとおりではないかと思っていて、低い利益率をどう改善するのかという策をその次のページで見つけられなかったので、ここにある必要性和対策がつながるような対応の図のようなものを描いていただくと分かりやすいのではないかと思います。

次に資料4の標準の戦略的な活用についてです。国際標準戦略活動への専門人材サポート体制がありましたが、これには大変期待をしています。弊社も国際標準にチャレンジしているのですが、標準とすることが目的ではなくて、その後どう事業に活用するかということが非常に重要でして、標準の戦略的活用方法について、現場でいろいろな支援をしていただけるというのは非常に重要だと思うので、ぜひ進めていただきたいと思います。

最後に一言だけ、資料5の2022の視点の①の一番下に「イノベーションの民主化」という言葉があるのですが、民主化というのが分かりにくいと感じました。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

田路委員、お願いいたします。

○田路委員 ありがとうございます。

細かいところはさておき、今回の推進計画をまとめていく上で気になっていることだけ

申し伝えたいなと思っています。

今回の計画の内容自体は非常によくまとまっていて、網羅的であるのですけれども、推進計画というときに、私の好みでもあるのですが、プライオリティーだったり、時間軸だったり、どこを軸に置きながら現象を連鎖させていくかみたいな流れみたいなものが読み込める資料になっているといいなと思っています。

先ほど山本委員からスタートアップ中心でいいというお話があって、それは本当にそう思っていますが、実際のまとめ方で見ると、「大企業は」とか、「大学は」とか、いろいろな主語が出てくるのですけれども、もしスタートアップを軸に知財エコシステムをつかっていくというストーリーを明確にするのであれば、主語は「スタートアップ」に統一していくというやり方もあるかなと思っています。

その大前提で言うと、スタートアップ自体がどういうものがまだはっきりと認識としてそろっているのかどうかという疑問があって、どういうことかという、スタートアップはスモールビジネスとは違うという前提があって、産業は一からつくっていく。そのためには知財を重視するというアプローチは絶対に必須で、新しい知財エコシステムをつくる時に、何でスタートアップを軸に置いたらいいと思うかという、防衛的な特許という考えではなくて、攻撃的に知財を見ていくという考えが根底にあるからだと思います。

改めて今回の推進計画で、プライオリティーと時間軸といったところを意識したまとめかたがあるといいなと思うのと、いま一度、スタートアップを軸にやっていくということを強く打ち出すのはとてもいいと思っています、ゆえに「大企業は」とか、弁理士さんのミッションの変更とか、時間がすごくかかるなと思っています、動かしにくいものから変えていくのではなくて、動かしやすいところから変えていくからこそスタートアップを軸にするという話であれば、その辺の時間軸の作り方も割とはっきりと打ち出していくというのは実行できるのではないかと思います。

以上です。ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

次に、宮島委員、お願いいたします。

○宮島委員 ありがとうございます。

本当にいろいろなテーマがあって、いろいろな方のお話があったので、全体の感想と御質問をしたいと思います。

まず、知財を全体で進めていくためには、全体の中で真ん中ぐらいの人たちがしっかりついてくるのが大事だなと思っています。スタートアップは本当にすばらしいところはすばらしいし、まさにリードしていくところだと思うし、優秀な学生たちががんがん出ているのは分かっているのですけれども、平均的と言うとあれだけれども、普通の学生にとって近いところまでは行っていないのではないかと、教育の段階で新しいアイデアを持つことがとても強いことなのだとこのところまで至っていないのではないかと思います。

して、身近なスタートアップ、割合手の届くスタートアップみたいな形が見たいと思いますし、実際にいわゆる大企業とかいうところに入るのではない新しい様々な形をもう少し身近に感じるような方策が、もう一段上げるには必要なのではないかと思います。

コンテンツは、例えばユーチューバーですごく収入を得ているという人たちがいる一方で、私もいわゆる放送業界、コンテンツをつくる側としては、自分たちのつくっているコンテンツはどんどん価値が下がっているなという実感を持っています。というのは、前に出したニュース1本といったものが、世の中にどのぐらいの対価が出たかが分からない状態でがんがん出回って、そこがあまりマネタイズされないということを実感としては持っているので、スペシャルなものをつくるのが大事ということは目標にしつつも、普通ぐらいのコンテンツもしっかりもうかるような形に、まさに海賊版とかとも絡むのですけれども、著作権もそうなのですが、普通でちゃんともうかるようにしていかないと、アイデアや知財がちゃんとお金になるのだなというところに普通の人がついてこれられないのかなと思っております。

そうした全体感を上げた中で、個別のルールや規制を変えていくことが必要だと思うのですが、これは御質問です。今も話題になっている弁理士さんに関してなのですが、2017年に弁理士制度小委員会というものが産構審の中にあつたときに参加してしまして、そのときに、弁理士さんのコンサル能力を上げて、物すごく能力の高い方々なので、まさに次の時代のコンテンツや知財を引っ張る人たちにすべきだと。1枚幾らではなくて、報酬体系も変わるべきだという話は、少なくとも5年前に報告書があつたのですけれども、今もこういうふうに書かれるということは、そうならないのだと思うのです。もちろん報酬とかをいじることはとても大変なことだとは思いますが、それにしても5年後に同じことが出てくることに関してどうなっていたのかなという気持ちがありまして、もしお分かりになれば教えていただきたいと思います。

もう一つ、皆さんがお話のように、メタバースやNFTはすごく期待を持って見つつ、まだ信頼性とかセキュリティとかをどう考えればいいのかなど思っていますし、あと、リアルであるということに価値を持たせるような時代になっていくと思うのですが、コピーとリアルの差のお金のつき方とか、それを誰が保証するのかとか、位置づけがまだしっかりと私も整理できていないところがありますので、そういった整理を進めていくことが必要だと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

御質問につきましては、この後、杉村先生が御発言されると思います。

次に、林委員、お願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。

知的財産推進計画2022の「視点」の中では、まず、「蓄積された知財の見える化」の中にあります著作権の権利処理の一元化、権利処理、IT基盤整備のところは、ただいま文化

庁で御議論いただいていると思いますが、ぜひとも拡大集中許諾制度も含めた包括的な制度が速やかにできることを期待しております。

私のほうからは、特に資料1についてコメントさせていただきたいと思います。

この1年ぐらい、私は構想委員会の下に設けられている具体的な議論をする検討会には参加させていただいていないので、今後議論が詰まっていくということで、中間地点で気になっているところを幾つかコメントさせていただければと思います。

まず、資料1の2ページ目の1.の新株予約権の発行についてなのですが、規定上何ら枠組みがないにもかかわらず、實際上、通常10～15%という枠がかせられてしまっているという現状を山本先生などからも教えていただきましたので、ぜひともこういった在り方を改めていくべきではないかと思っております。

それから、3番目の「大学における共同研究成果の活用促進」のところに、「ルール整備」と書かれているのがちょっと気になっているので、コメントさせていただきます。

御案内のとおり、特許法73条の共有規定の使い勝手の悪さゆえに、成果活用のためにはなるべく単独帰属が望ましいということは、共有について我が国と同じ特許法制を持つイギリスにおいても明らかであり、この点についてイギリスではランバートツールキットなどで改善が図られており、私も文科省のほうで2016年に日本版ランバートツールキットとして、「さくらツール」というものをつくらせていただきました。

その際に、先ほどの山田委員の視点と重なるのですけれども、大学側と企業側、特に産学連携をめぐる中小企業側の声も聞かせていただきました。その経験からも、法律や標準といった「ルール」で成果の帰属とか活用のやり方を1つに硬直的に決めるのは望ましくないと思います。さくらツールでは、あくまでも「契約」とは事業の目的を共有して、その戦略、目的の実現のための枠組みを合意するためであるという出発点に立っています。その観点から、例えばバックグラウンドIPを企業側が持っているような場合、また、共同研究テーマが企業にとって競争領域で、競合企業にライセンスされては困るようなものであれば、もし一方的なルールが定められてしまうと、逆に産学連携を促進する上では阻害要因ともなってしまうと思います。したがって、今後の取組の中においては、あくまでも戦略的な成果、活用を優先するという意味でのいろいろな契約ツールを提供する、それから交渉人材を提供するということにとどめるのが適切であって、一律のルールを定めるようなことは望ましくないのではないかと思っております。

次に、資料1の4点目、「知財の見える化を起点としたマッチング・エコシステムの構築」というところに、「ライセンス許諾意思表示へのインセンティブにより、データベース登録を推進」と書かれているところについてでございます。

今後議論されると思うのですが、直近の3月14日の「スタートアップ・大学を中心とする知財エコシステムの在り方に関する検討会」（第3回）でも、事務局からはライセンス・オブ・ライトの導入が提案されているようです。しかし、むしろ調査結果によれば、英国での大手ユーザー8位に入っているソニーさんのほうからも、「イノベーション創出

効果がライセンス・オブ・ライトにはない」という御発言があったり、ネガティブな議論も多かったと聞いております。ライセンス・オブ・ライトはフランスでは廃止になりますし、日本においても特許庁の調査では、他の国でも単に大企業向けの値下げ制度として活用されているということでございます。

日本でも、大企業の標準必須特許について年金が半額になるということだけであれば、イノベーションに対する貢献は甚だ疑問でありますし、特に特許特別会計は財政が破綻しそうだということで直近値上げすることになったと承知しておりますので、その値上げを4月に控えてこのような制度の検討は甚だ疑問です。今後の御議論においては、そういう意見にもご配慮いただければと思います。

また、開放特許データベースについてですが、3月14日の検討会でも議論されたと同っておりますけれども、特許庁関係の方は皆様御案内のように、これについては1997年からもう25年も国が特許庁においてやってきて、うまく活用されていないという現状があるわけです。2011年の特許流通事業の廃止時はまだ民間事業者はいらっしやらなかったかもしれませんが、今は3月14日検討会でもプレゼンされたように、民間のマッチング事業者がビジネスでデータベースをつくっておられますので、こういったマッチング人材が必ず必要な分野については、データベースは民間に委ねたほうがよろしいのではないかと。むしろ国としては、保有するデータとか初期に必要なお金を民間に渡して事業をさせていくほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

本日は45分までなのですけれども、杉村委員、お願いいたします。

○杉村委員 事務局の方々、御説明ありがとうございます。

私からは3点申し上げたいと思います。

先ほどから推進計画2022に対しまして、弁理士のミッションの変革ということで、ほかの委員の先生からもいろいろと御指摘いただきましたので、その点についてまず御報告をかねて意見を申し上げさせていただきます。

スタートアップ、そして中小企業に関しまして、コンサルティング、知財戦略への弁理士の取組でございますが、現在、コンサル関連の研修、そして知財経営コンサルOJT・ケーススタディ研修プログラムを充実して強化しております。約6年前から地方の弁理士も含めてeラーニング、そしてライブ配信研修により多数の研修プログラムを実施をいたしました。その中で、リアルに企業支援をするコンサルティング事業もあり、主担当弁理士の他にオブザーバー弁理士も同行させて若手弁理士の人材の育成も図っているところです。また、地方の経済産業局から各支部である地域会への依頼として、経営に貢献する標準化に関するコンサルティングの支援事業を実施しているところでございます。

支援で重要なことはユーザーの利便性の向上ということですので、弁理士だけではなく、中小企業診断士、そして税理士、それから弁護士等の、ほかの仕業と連携をして、こ

のようなコンサルティング事業は既に積極的に実施しつてきているところがございます。

ただ、どのようにアクセスしたらいいかわからないという中小企業の方々の声もございましたので、本年度、日本弁理士会では「JPAA知財サポートデスク」という窓口を設置いたしました。そして、次年度4月1日になりますけれども、各地方の地域会のウェブサイトにおきましても、このような窓口をアナウンスする準備をしております。そして、昨年11月から弁理士紹介制度を構築いたしました。例えば、コンサルティング事業に関しまして、弁理士を派遣してほしいという要望がありますと、どのような要望なのかを具体的にヒアリングさせていただき、条件に合う弁理士を紹介させていただくという紹介制度を開始しているところがございます。

このようなコンサルティング事業に関しましては、先ほど費用のことも他の委員の方がおっしゃってましたけれども、件数に応じたものではなく、顧問契約もしくはタイムチャージ等、契約によっていろいろな形を既に取りしているところがございます。スタートアップに関しましては、ストックオプションなどの契約もあると聞いております。弁理士の中では、コンサルティング事業だけに特化して業務を行っているという弁理士も最近増えてきております。特に若手の中ではそういう方々が増えてきていると感じております。

ただ、今回の会合のペーパーでの記載を見ますとまだ広報が足りないのではないかと感じておりますので、来年4月以降、JPAA知財サポートデスクを各支部である地域会でも対応いたしますので、更に活動を強化していきたいと思っておりますし、ユーザーの方々の利便性向上のために、他の仕業の方々とも連携して、一緒にコンサルティング事業を実施することも更に推進していきたいと思っております。

2点目です。大学における共同研究成果の活用促進の点でございます。大学の研究成果を社会実装することは非常に重要な観点だと思っております。先ほど林委員からも御指摘がございましたように、企業が大学と一緒に研究開発をするというインセンティブが減少しないように、ぜひ配慮していただきたいと思っております。大学も企業も協働でイノベーションを創出していこうという意識を向上させていくような施策が必要ではないかと思っております。

特に地方の国立大学、地方の私立大学と地方の中小企業の方々との共同研究の成果の共有特許に関しましては、種々の課題があると思っておりますので、大学、そして地方の私立大学も含め、企業や関連知財団体、知財エコシステムに関わる関係者からヒアリングをしていただいて、十分に実態を把握した上でイノベーションを創出していくような施策をお願いしたいと思っております。

最後の点ですけれども、林委員からも御指摘がございましたように、資料1の4番目でございます。ライセンス交渉コスト低減のための許諾意思表示のインセンティブ措置というものは、英国等で実施されているようなライセンス・オブ・ライトのことを指しているのではないかと考えておりますが特に使用されていない特許権を有効に活用するという点は重要ですが、先ほど林委員からもございましたように、4月から特許庁の財政赤字解消のため

にオフィシャルフィーが値上げされるという状況になっておりますので、このような点を踏まえ、英国型のように年金額を低減させるようなライセンス・オブ・ライトについては慎重に検討していただきたいと思っておりますし、未利用の特許をデータベース化すれば未利用の特許の利用が進むのかということについては若干疑問もございますので、このような点も検討しながら未利用特許の促進ができる施策を検討する必要があると思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

時間が延長になっておりますけれども、喜連川先生、簡潔にお願いいたします。

○喜連川委員 簡潔に。最初のほうを十分聞いていなかったかもしれないのですが、大学の研究者の視点で発言することも重要なと思いますので申し上げさせていただきたいと思っております。

私の経験では、特許に関して一番よく寄り添って考えていただけたのは特許庁だったと思います。日本の特許庁もアメリカの特許庁も物すごく親切でした。こんなことを言うと怒られるかもしれないのですが、弁理士さんよりもずっと役に立ったなという感じがしています。

どういうことかということ、技術がどんどんバーティカルになっている。非常にピーキーなものをよく御存じの方を見つけるのは大学の先生にとって非常に難しいのです。このところはぜひ御配慮いただけるとありがたいと思っております。

それから、発明協会でずっと委員をやっていると、特許の出し方そのものがかなり変容してきているなという気がしますので、この委員会でも過去、もはや特許ではないという言い方をNECの委員の方がおっしゃっておられたと思いますが、その辺もどう考えるのかということは振り返ってもいいのかなと思います。

加えて、もう一点簡潔に申し上げますと、古典的な産業財産権よりも、大きな最大のうねりはデータではないかと思っております。大学の観点からしますと、極めて多くの研究がデータ駆動になってきています。ここに関しましての法体系は、事前の説明で田中局長のところで随分御調査や御議論が深められておられるとお伺いしましたので、何らかの形で御披露いただけるとありがたいと思っております。

大学での特徴は、大学は個人事業者みたいなものなわけですがけれども、データに関しては非常に多くのプレーヤーがインボルブする、コクリエートする形になります。データを含めたオールセットの知財をどう取り扱うのかということは何だかさっぱり分かっていないというのが現状ではないかと。分かっていないというか、明らかにされていないという気がいたします。

最近の政府からのメッセージでは、たくさんインボルブする人に配慮しましょうということはおっしゃっているのですが、配慮することぐらいは誰でも分かるわけですがけれども、どう配慮すればいいかというシステム設計が極めて重要で、今回の資料でもプラットフォーム

ームが前置詞部についているのですけれども、大学からしますと、プラットフォームとこの事案とは完全に直交軸だと思っております。

日本ではルールがややこしくてアンクリアなのでということで、実験そのものが、海外に行って、海外のデータを使うということがいろいろ出てきています。そうすると一体何のために日本のイノベーションをやろうとしているのかがよく分からなくなってくるような気がしますので、こういう現況を見据えてお考えいただけるとありがたいと思います。

以上で、簡潔に終わりました。

○渡部座長 ありがとうございます。すみません。

田中委員、何か一言でもよろしいですか。

○田中委員 田中です。

途中ちょっと抜けさせてもらったので、失礼しました。

CJワーキングのほうで、事務局から御説明いただいたような形で肉づけをしているところですので、次回発言させていただければと思います。

今日は説明の部分は聞かせていただきまして、大変ありがとうございます。

失礼しました。

○渡部座長 時間を超過してしまいましたので、これで意見交換を終えたいと思いますが、大きなところで、スタートアップエコシステムが東京の話に見えるというところは、決してそういうことでもないはずです。例えば鶴岡のスパイバーなんかもユニコーンです。エコシステムが実際にできていますので、その辺は工夫していただくといいかなと思います。

事務局の田中局長、いかがでしょうか。

○田中事務局長 たくさんの領域の話を一度にさせていただいて、御議論いただいて、誠に恐縮です。いろいろ多岐にわたる御意見をいただきまして、ありがとうございます。もう時間も過ぎておりますので全ての意見に対してレスポンスはできませんが、キーワードだけ。

Web 3.0、メタバース、NFTに対する御発言が非常に多かったと思います。視点の中にも重要性を書かせていただいておりますけれども、今回、これが一体どういう意義をもたらすかというところまでは、どこまで意味のあるところに迫れるかは分かりませんが、それについても触れつつ、どういうことが今後、特に法的な問題を含めて考えていかなければいけないのかという課題ぐらいは示していきたい、要するに宿題を投げかけて重要性を位置づけるというところまではやってみたいと思っております。

先ほどのイノベーションエコシステムの話については、検討会では地方も含めて重要だという御意見はかなり出ております。むしろそれを含めて強化をしなければいけないという御意見が多かったと思います。そして、山本さんがおっしゃるように、その大学の格差問題をどうするかというところも大きな焦点になっておりますので、それも含めて整理をしていきたいと思っております。ただ、恐らく問題として起きていることには共通点があるというのが検討会のメンバーの御認識ではないかと思っております。

それから、全体で、多様な主体が知財にアクセスでき、イノベーションの主演となる知財ガバナンスへの転換ということを視点①のところに掲げさせていただいています。

もう一つは、かなり危機的な状況にあると。これは今に始まった話ではなくて、私どもだけではなくて政府の中でこの問題に携わる司令塔を含めて全部、科学技術・イノベーション政策全体に対する非常に高い脅威感を持っておりまして、政党のほうもそうなっています。

そこに参加するプレイヤーの企業、それは大企業もあれば、中小企業も、スタートアップもある。それから投資側の問題もある。そして大学もある。それぞれ課題、問題を抱えている。それが本当に今のままでいいのだろうかという、かなり強い危機感の下に議論が進んでおりまして、その観点から、イノベーションをどうしたらいいかという観点で、少し危機感あふれる議論から始めさせていただいている。

それは、取りも直さずそれを解こうとすると、現状では何らかの行動変容が求められる、あるいは今までのとおりでは不利益を被るような場面も確かに出てくるかもしれません。その副作用をなるべく少なくしながら、今申し上げた一番重要なミッションだけは達成するという事は諦められませんので、その観点からやっつけていこうと思っています。

その観点で、先ほど緑のところでも申し上げたテーマを全体に広げると。（通信不良）
時間もあれなので、切れた後の話を繰り返すのは控えます。

○渡部座長 議事録に残しておいていただければと。

○田中事務局長 著作権の話がありました。実は去年、これを重要視してやっていたのですが、ここでのテーマは知財の見える化と、いわゆる権利処理コストの低減、そして意思表示の見える化でありまして、その目標を掲げて今、突き進んでいます。

これが全体像のデジャビュでありまして、それを広げるためにはどうしたらいいかという議論をしております。

いろいろ御指摘もいただきましたので、副作用がなるべく少なく、かつ目的は達成されるという観点から、具体的なソリューションを設計していきたいと思っていますので、その結果については、今後御報告していきたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

会合のほうはこれで終了とさせていただきます。

次回以降の予定など、事務局のほうで何か連絡はありますか。

○川上参事官 また座長と御相談しながら、次回の予定を御連絡させていただきます。

○渡部座長 時間が大分延長してしまいまして、すみません。

これで終了させていただきます。ありがとうございました。